

## 二、戦時体制下の村と土地問題

### —山形県庄内地方の事例—

細谷 昂

#### 一、庄内地方の村

ここでは村を、一般的に、小生産農民のとり結ぶ諸関係と規定する。そこにおける生産面と生活面との渾然一体性。

そのような村の諸関係の、一定の地域に即した相対的まとめり。しかしけつして局地的小宇宙ではなく、政治、経済、文化などあらゆる面で外社会とかかわりをもつ。土地問題についても、この点を無視してはかたarienない。

このような村を、庄内の農民は部落とよぶ。藩制村の範囲にあたる事例が多い。

部落の寄合。部落の内在的問題はもとより、外社会から提起されてくる問題に対しても、判断をくだし対応をきめるのはこの寄合。土地問題にかんしてもそうである。

村の歴史変化。地主制下の村と農地改革後の自作農民の村は二大区分。しかし、地主制下でもいろいろに変化。

そのような変化を、村つまり部落と行政村との関連でみると、(飽海郡北平田村の事例)まず明治期の行政村は「部落連合的性格」。その後、地方改良運動とのかかわりなどで若干変化するが、この基本性格は大正期まで維持。しかしこの間に自小作大経営層が台頭し、大正末期の小作争議、ついで村役場と一体のかたちで展開された産組運動、という経過で、行政村レベルの統合が強められていく。そしてこの統合体制が、戦時期における強力な国家統制貫徹の機構となる。

北平田村の部落協議録にあらわれた土地関係の事項の例。いずれも小作人の耕作権防衛の申し合せで、農民側の自発的なもの、それが戦時期になると、土地をめぐる戦時行政がおろされてきて、対応をせまられる。

#### 二、戦時期の交換分合の諸例

戦時体制下の庄内で大きくとりあげられたのは水田の交換分合。当時の国策、つまり戦時下の労働力不足対策として、また「満州」移民とも関連して「皇国農村」確立のための重要課題として推進された。

(1) 飽海郡高瀬村(現遊佐町)

昭和一五年開始、村の中心部約四一八町。

耕地整理、暗渠排水事業と同時に実施(平田郷・荒瀬郷平担部との相異点)。

分合計画の策定、了承取付は部落。

時の村長阿部忠思の講演による目的、前提条件、問題点——適正小作科の実施が先決、土地所有権とのからみの問題。

(2) 東田川郡黒川村(現楠引町)

昭和一七年開始、村の主要部。

労力不足への対応として村役場、産組主導(上からの指示でない?) 県に相談、高瀬村吏員の指導)。

行政村レベルの対策本部が分合計画策定、了承取付は部落。

耕作権のみの交換。

(3) 飽海郡本橋村(現酒田市)

昭和一八年開始、全村規模。

耕地整理済、適正小作料実施(平田郷に・荒瀬郷平担部交換分合

多い理由)。

「県の命令でやった」(杉山良太氏)。分合計画策定、了承取付は部落。

以上三例から引きだせること——戦時下の労力不足という農民側の要求と「国策」との交錯、年ごとに上からの性格強化。

そこで部落のはたした役割。「ギリギリのところ」で部落は生産力そのものであることを自ら立証した(「豊原村」といわれる面と「国策」のうけ皿の面と。

前掲条件としての耕地整理、適正小作料。問題点としての所有権との抵触。

### 三、飽海郡北平田村(現酒田市)の事例

#### (1) 前提条件

耕地整理済、小作争議により自小作上層の発言力増大、村政参加。産組運動をへて行政村、産組一体の体制確立、指導者渋谷勇夫(加藤完治の愛弟子)。

適正小作料実施(昭和一六年)。

#### (2) 経過

昭和一六年、県—郡協力会議—村常会—部落常会のルートで提起。以後曲折をへながらも昭和一八年に実施。

村農業会(渋谷勇夫)の主導、全村規模。但、とくりみの積極的部落(例、中野曾根、自小作上層主導、小作争議の拠点部落)と消極的部落(例、円能寺、自作地主導本家支配の強い同族的構成の部落)、その階級的性格の対比に注意。

#### (3) 中野曾根の事例

昭和一八年、部落分合委員会発足、計画策定。

交換分会のなかで、これも上からおろされてきていた苗代面積拡張実現(反当七坪から一五坪へ、二町五反の増)。

大経営農家の面積減、良田割当。小経営農家の面積拡大。

耕作権と所有権の抵触の問題を自作農創設によって解決、この機会に農地解放した地主もあつた(かつての小作争議の標的となつた地主など)。自創資金借入は農業会ルート。

その結果、大経営層の規模縮小、わずかながら平準化。小自作から自小作へ。

#### (4) 農地改革への接続

農地委員は話しあい選出、しかし元小作争議活動家選出、委員長も。そして、(1)徹底した地主所有地解放、(2)独自に保有上限三町五反設定(県農地委員会決定の特別措置法第三条第一項第三号の面積四町四反)、(3)交換分合をあわせて実施(戦時中の仕事の総仕上げの意識)。

作業手順としては、まず村農業会主導で村分合委員会開催、上限三町五反と中学校敷地捻出の方針決定、それをうけて部落分合委員会が案策定、了承取付。

この交換分合案にもとづき村農地委員会が買収、譲渡。したがってぼう大な地主数。

その結果、自作三・五町(前後)の分厚い層の形成。改革後生産力発展の主導層確立(なお、それがやがて危機におちいった時、「部落ぐるみの集団栽培という形で対応していることにも注意)。

#### 四、まとめ

戦時体制期の交換分合は、「国策」浸透下における部落の、労働力不足への生産力的対応。したがって耕作権を第一義とする事業。

小作人の耕作権の相対的確立（耕作権の譲渡、永小作で一五俵、一〇年ほどの年季小作で一〇俵）を前提とし、またさらにそれをおし進めた。

その場合、自小作大経営層主導、小作争議の拠点部落中野曾根では、大経営層の規模を縮小して交換分合を成功させた（「量よりも質」）。しかもそれに自作農創設をからませたこと、つまり耕作の論理に所有をしたがわせることで両者の抵触を解決しようとしていることに注意。また、それに応じた地主層。農地改革の内在的必然性、地主制解体の一過程を示す。

したがって農地改革に順調に移行。ここでも「量よりも質」、つまり上限を三・五町で切り、交換分合をからませた。所有面積にこだわらずに耕作の論理を優先させた自小作大経営層主導の北平田村（所有上限拡大に固執した自作大経営層主導の京田村林崎の事例との対比）。

以上の過程で、中野曾根を典型とする北平田村の部落は、一貫して自小作大経営層の発想にもとづいて、土地問題をめぐって上からおろされてくる政策や生産的課題に対応している。村の土地管理機能という場合、このような内外から提起されてくる具体的な歴史的課題、それに対応する農民層の性格このかかわりみていく必要がある。